

かご漁業（ばいかご漁業）の許可方針

令和2年11月30月制定

(趣旨)

第1 千葉県海面におけるかご漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第13号に掲げるかご漁業のうち、ばいをとることを目的とするものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の(1)の隻数から(2)の隻数を差し引いた隻数に(3)の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

- (1) 一斉更新を迎える許可等の隻数
- (2) 廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）
- (3) 新規希望の隻数（当該漁業の経験者が操業を希望する場合であって、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、当該漁業の経験者が操業を希望する場合であって、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- (1) 漁業種類 ばいかご漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- (3) 船舶の総トン数 10トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 下表のとおり
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域		漁業時期	漁業を営む者の資格
1	旭市飯岡灯台 135 度（真方位による。以下同じ。）の線からいすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北 1 号）正東の線に至る海域	10 月 16 日から翌年 8 月 31 日まで	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
2	いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北 1 号）正東の線から富津市富津岬突端（北緯 35 度 18 分 46 秒東経 139 度 47 分 5 秒の点）、第 1 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点）、第 2 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点）、北緯 35 度 17 分 16 秒東経 139 度 44 分 13 秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端（北緯 35 度 15 分 23 秒東経 139 度 44 分 45 秒の点）を順次結んだ線までの千葉県海面。ただし、ばい漁業を内容とする共同漁業権漁場を除く。	5 月 1 日から 12 月 31 日まで	〃
3	富津市富津岬突端（北緯 35 度 18 分 46 秒東経 139 度 47 分 5 秒の点）、第 1 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点）、第 2 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点）、北緯 35 度 17 分 16 秒東経 139 度 44 分 13 秒	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	〃

の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端（北緯 35 度 15 分 23 秒東経 139 度 44 分 45 秒の点）を順次結んだ線以北の千葉県海面		
---	--	--

（許可等の申請期間）

第 4 規則第 11 条第 1 項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第 2 項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第 5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第 13 条第 1 項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）使用することのできるかご数及び漁具の長さの合計は、使用する船舶 1 隻につき次表のとおりとする。

操業区域	かご数	漁具の長さの合計
1	800 個以内	4,800 メートル以内
2	350 個以内	2,100 メートル以内
3	600 個以内	3,600 メートル以内

（2）日没時から日出時までは、操業してはならない。【操業区域 3 に適用】

（新規の許可等に係る許可の基準）

第 6 第 3 に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第 5 項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

（1）当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

（2）当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

（3）次のいずれかの場合

ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合

イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）

（4）（1）～（3）以外の場合であって、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

（5）（1）～（4）以外の場合

（許可等についての適格性に係る船舶等の基準）

第 7 規則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

（許可の有効期間）

第 8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項第 1 号の規定により 5 年とする。ただし、規則第 7 条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第 2 の 2 の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第 15 条第 1 項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

（変更の許可）

第 9 規則第 16 条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第 10 当該漁業は規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第 11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第 8 条第 1 項の規定による申請書のほか、同条第 2 項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書(申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。)
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 許可実績者以外にあっては、操業経験者であることの証明書

(資源管理の状況等の報告)

第 12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内(操業区域 1 は 10 月 31 日まで、操業区域 2 は 2 月末日まで、操業区域 3 は 1 月 31 日まで)に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 かが漁業(ばいかご漁業)の許可方針の許可方針(昭和 46 年 2 月 16 日施行)は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 4 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年 12 月 1 日一部改正

(別記様式)

ばいかご漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	かご数
令和 年 月から 令和 年 月まで		丸	CB -	トン	
1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況					
2 漁業生産の実績等					
月別	操業日数	漁獲量(Kg)	漁獲金額(円)	平均単価(円)	操業場所
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合計					

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記の報告に相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長

かご漁業（ばいかご漁業）

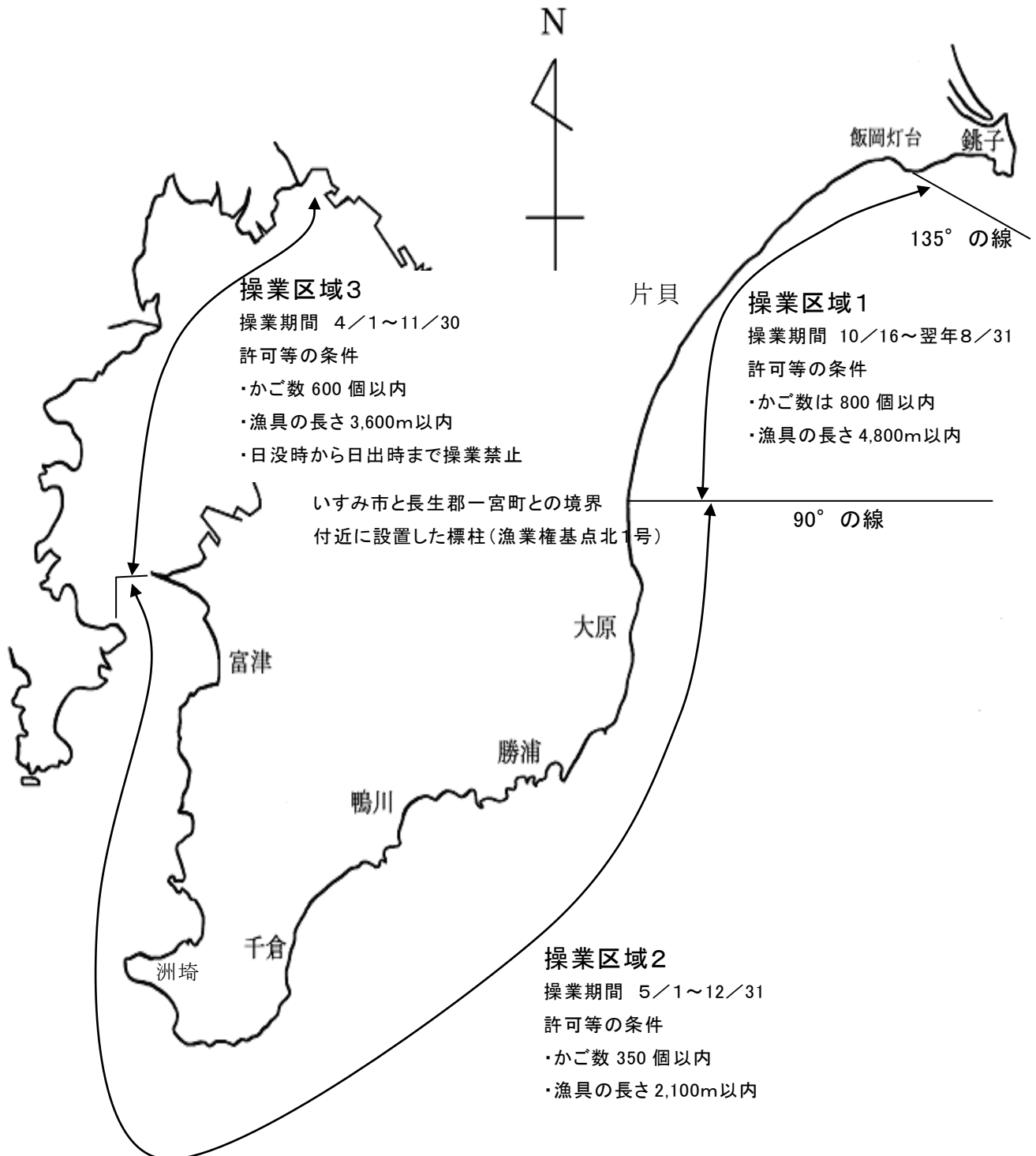
船舶の総トン数：10トン未満

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：下図のとおり

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



かご漁業（いかかご漁業）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面におけるかご漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第13号に掲げるかご漁業のうち、いかをとることを目的とするものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（3）新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 いかかご漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方にに基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 10トン未満

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 下表のとおり

（6）漁業時期 下表のとおり

（7）漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	共同漁業権共第2号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域	3月15日から5月20日まで	共同漁業権共第2号の組合員行使権者
2	共同漁業権共第3号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域	3月15日から5月20日まで	共同漁業権共第3号の組合員行使権者
3	共同漁業権共第15号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域	5月1日から6月30日まで	共同漁業権共第15号の組合員行使権者

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）かごの数は60個以下とする。

（2）藻又はしば等、かご内の巣となるものに産みつけられた卵は、孵化するように処置しなければならない。

（新規の許可等に係る許可の基準）

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の

規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4)以外の場合

（許可等についての適格性に係る船舶等の基準）

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

（許可の有効期間）

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

（変更の許可）

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

（承継の許可）

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

（許可等の申請）

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあつては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

（資源管理の状況等の報告）

第 12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内（操業区域 1 及び 2 は 7 月 19 日まで、操業区域 3 は 8 月 31 日まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 かが漁業（いかかが漁業）の許可方針の許可方針（平成 17 年 2 月 23 日施行）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 4 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年 12 月 1 日一部改正

(別記様式)

いかかご漁業の資源管理の状況等の報告書 (漁獲成績報告書)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名 (法人にあつては、その名称)

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況					
2 漁業生産の実績等					
月別	操業日数	漁獲量(kg)	漁獲金額(円)	使用かご数	設置水深(m)
月					
月					
月					

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記の報告に相違ないことを証明する

令和 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長

かご漁業（いかかご漁業）

船舶の総トン数：10 トン未満

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：操業区域 1 及び 2 の区域：3/15～5/20、操業区域 3 の区域：5/1～6/30

漁業を営む者の資格：操業区域に係る共同漁業権の組合員行使権者



許可等の条件

- (1) かごの数は 60 個以下とする。
- (2) 藻又はしば等、かご内の巣となるものに産みつけられた卵は、孵化するように処置しなければならない。

かご漁業（かにかご漁業）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面におけるかご漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第13号に掲げるかご漁業のうち、かにとることを目的とするものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（3）新規希望の隻数（当該漁業の経験者が操業を希望する場合であって、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、当該漁業の経験者が操業を希望する場合であって、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 かにかご漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 10トン以下

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 下表のとおり

（6）漁業時期 周年

（7）漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域		漁業を営む者の資格
1	いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北1号）84度（真方位による。以下同じ。）の線から銚子市地先に至る間の共同漁業権漁場であって、当該共同漁業権の漁業権者の同意を得ている海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
2	いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北1号）84度の線から館山市洲埼灯台214度の線に至る間の千葉県海面	〃
3	館山市洲埼灯台214度の線以西の千葉県海面。	〃

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）第3に定める操業区域2及び3の区域のうち、水深500メートル等深線以浅の海域で操業してはならない。

（2）使用することができるかごの数は、使用する船舶1隻につき200個以内とする。

（3）操業に当たっては、他種漁業との紛争がないように万全の注意をはらい、これらの漁業の操業を妨げてはならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4)以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）

- (10) 漁業協同組合の組合員にあつては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 許可実績者以外にあつては、操業経験者であることの証明書
- (12) 当該漁業権者の同意書【第3の操業区域1の場合】

(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（10月31日まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 かが漁業（かにかご漁業）の許可方針の許可方針（昭和53年7月1日施行）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第5の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和3年12月1日一部改正

(別記様式)

かにかご漁業の資源管理の状況等の報告書 (漁獲成績報告書)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名 (法人にあつては、その名称)

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

2 漁業生産の実績等

月別	操業日数	使用かご数	漁獲量(kg)	漁獲金額(円)	操業場所及び水深(m)
9月	日	個	Kg	円	
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
計					

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記の報告に相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長

かご漁業（かにかご漁業）

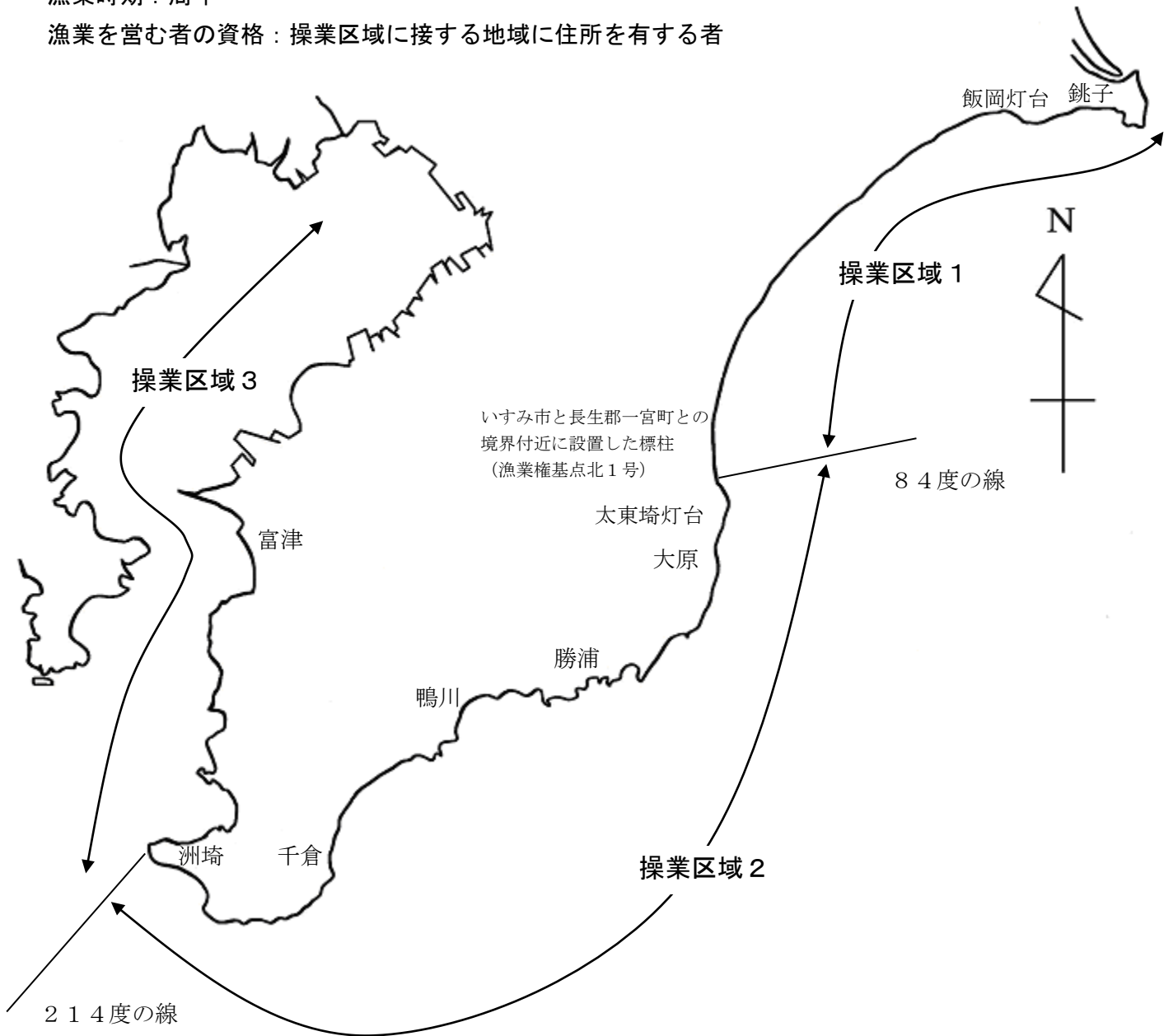
船舶の総トン数：10トン以下

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり。操業区域1は当該共同漁業権の漁業権者の同意を得ている海面

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



許可等の条件：

- (1) 操業区域2・3については500メートル等深線以浅操業禁止
- (2) かごの数1隻200個以内
- (3) 紛争防止

かご漁業（えびかご漁業）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面におけるかご漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第13号に掲げるかご漁業のうち、えびをとることを目的とするものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（3）新規希望の隻数（当該漁業の経験者が操業を希望する場合であって、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、当該漁業の経験者が操業を希望する場合であって、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 えびかご漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 10トン以下

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南18号）269度（真方位による。）の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線に至る間の千葉県海面。ただし、漁業権漁場を除く。

（6）漁業時期 周年

（7）漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有する者

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）水深200メートル等深線以浅及び水深500メートル等深線以深の海域では操業してはならない。

（2）使用することができるかごの数は、使用する船舶1隻につき200個以内とする。

（3）操業に当たっては、他種漁業との紛争がないように万全の注意を払い、これらの漁業の操業を妨げてはならない。

（新規の許可等に係る許可の基準）

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

（1）当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

（2）当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者

が自立する場合を含む。) しようとする場合

(3) 次のいずれかの場合

ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合

イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合(前号の承継する場合を除く。)

(4) (1) ~ (3) 以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

(5) (1) ~ (4) 以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。

定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条(起業の認可に基づく許可)の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条(代船許可又は承継許可)の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

(1) 申請理由書

(2) 年間操業計画書

(3) 印鑑証明書

(4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本

(5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書

(6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書

(7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書

(8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書

(9) 適格性に関する申立書(申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。)

(10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

(11) 許可実績者以外にあっては、操業経験者であることの証明書

(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内(2月末日まで)に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

- 2 かご漁業（えびかご漁業）の許可方針の許可方針（平成 22 年 3 月 25 日施行）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 5 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年 12 月 1 日一部改正

(別記様式)

えびかご漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB ー	トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況					
2 漁業生産の実績等					
月別	操業日数	使用かご数	漁獲量	漁獲金額	操業場所及び水深
1月	日	個/日	kg	円	
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
計					

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記の報告に相違ないことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

かご漁業（えびかご漁業）

船舶の総トン数：10 トン以下

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり。ただし、漁業権漁場を除く。

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



許可等の条件：

- (1) 水深 200 メートル等深線以浅及び水深 500 メートル等深線以深の海域では操業してはならない。
- (2) 使用することができるかごの数は、使用する船舶 1 隻につき 200 個以内とする。
- (3) 操業に当たっては、他種漁業との紛争がないように万全の注意を払い、これらの漁業の操業を妨げてはならない。